

みよし市総合計画審議会

資料

目次

I	みよし市総合計画審議会委員名簿	P 1
II	第2次みよし市総合計画後期基本計画素案について	資料1
1	基本目標1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち	
(1)	安心して子どもを産み、育てられる環境にしよう 子育て支援、家庭教育、地域で子育てを支える環境	P 1
(2)	心豊かな子どもを育てよう 小中学校教育、青少年健全育成	P 4
(3)	文化に親しみ、交流が盛んなまちにしよう 生涯学習、文化・芸術、広域交流、多文化共生、男女共同参画	P 6
2	基本目標2 健康で生き生きと暮らせるまち	
(1)	豊かに暮らせるようにみんなで助け合おう 地域福祉、高齢者福祉、介護、障がい者福祉	P 11
(2)	生涯にわたって健康にらせるようにしよう 地域医療、健康づくり、スポーツ、生きがい・働きがい	P 15
3	基本目標3 安全で安心して暮らせるまち	
(1)	地域で支え合い、災害に強いまちをつくろう 防災・減災、消防	P 19
(2)	交通事故や犯罪のないまちをつくろう 交通安全、防犯	P 21
III	第2次みよし市総合計画後期基本計画素案 主な変更点一覧表	資料2

第3回 みよし市総合計画審議会

次 第

日 時：令和5(2023)年7月31日(月)

午後3時から

場 所：市役所3階 研修室1・2・3

- あいさつ
- 議題
第2次みよし市総合計画後期基本計画素案について
 - 基本目標1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち
 - 基本目標2 健康で生き生きと暮らせるまち
 - 基本目標3 安全で安心して暮らせるまち

I みよし市総合計画審議会委員名簿

区 分	団 体	氏 名	備 考
公共的団体の役職員 (第3条2項1号) 13名	区長会代表	赤 井 憲 彦	三好丘区長
	青年会議所代表	井 上 将 成	一般社団法人愛知中央青年会議所専務理事
	社会福祉協議会代表	酒 井 喜 市	社会福祉法人みよし市社会福祉協議会会長
	保健対策推進協議会代表	櫻 井 充	みよし市保健対策推進協議会会長
	文化協会代表	富 樫 佐智子	みよし市文化協会会長
	スポーツ協会代表	清 田 由 雅	みよし市スポーツ協会会長
	工業経済会代表	竹 村 勉	みよし市工業経済会会長
	商工会代表	鰐 部 兼 道	みよし商工会会長
	民生児童委員協議会代表	久 野 文 仁	みよし市民生児童委員協議会会長
	子育てクラブ連絡協議会代表	原 田 美 香	みよし市子育てクラブ連絡協議会会長
	小中学校PTA連絡協議会代表	馬 場 佑 希	みよし市小中学校PTA連絡協議会副会長
	NPO代表	新 谷 千 晶	あいちNPO市民ネットワークセンター理事長
	果樹組合代表	小野田 勝 輝	みよし市果樹組合組合長
学識経験を有する者 (第3条2項2号) 3名	東海学園大学	伊 藤 久 司	東海学園大学 経営学部 学部長
	愛知教育大学	佐 野 真 紀	愛知教育大学 現代学芸課程 准教授
	愛知工業大学	近 藤 元 博	愛知工業大学 総合技術研究所 教授
市内に住所を有する者 (第3条2項3号) 4名	公募市民	桐 山 直 子	
		石 田 奈 実	
		柏 佳 恵	
		加 藤 正 二	
市長が必要と認める者 (第3条2項4号) 5名	教育委員会代表	近 藤 憲 司	みよし市教育委員会委員
	農業委員会代表	岩 田 信 男	みよし市農業委員会会長
	都市計画審議会代表	三 宅 章 介	みよし市都市計画審議会会長
	地域公共交通会議代表	伊豆原 浩 二	みよし市地域公共交通会議会長
	トヨタ自動車株式会社	大 野 聡 士	総務部 渉外室長

委員総数 25 名 (条例 : 25 名以内)

第 2 次みよし市総合計画 後期基本計画（案）

基本目標 1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち

子育て

取組方針 1 安心して子どもを産み、育てられる環境にしよう

取組分野① 子育て支援

現状と課題

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化により、妊娠や出産、子育てに不安を抱える人の増加や育児の孤立化が進んでおり、気軽に相談できる場所の整備や情報提供、適切な支援につなげる相談体制の整備により、こうした不安を解消する必要があります。

また、平成 27(2015)年 4 月から国が導入した「子ども・子育て支援新制度」では、「社会全体で子どもの育ち、子育てを支える」という考え方のもと、子育て中の全ての家庭を切れ目なく支援する環境を整えることが求められ、こどもまんなか社会の実現のため、令和 5(2023)年 4 月に、こども家庭庁が創設されるのと同時に、こども基本法が施行されました。

一方、女性の社会進出に伴い共働き家庭が増加し、3 歳未満児の保育需要が増加しており、その対応が課題となっています。また、就労形態の多様化に伴い、延長保育や休日保育などの保育サービスの充実が求められています。

保育環境をさらに充実させるため、保育園の改修を進めるとともに、保育需要に応じた定員枠の拡充などを計画的に行っていく必要があります。

取組分野のねらい

結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実を図るとともに、子育てに関する相談体制の充実や積極的な情報発信を行い、子育てに関する不安の解消を目指します。

保育需要に対応するため保育環境の整備を図り、待機児童の解消を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
子育て支援に関する取り組みの市民満足度割合	「子育て支援」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	61.7%	86.9%	87%

主な取組

1 みよし市版「ネウボラ[※]」の推進

妊娠期から子育て期までにわたるさまざまなニーズに対し、切れ目のない支援を提供し、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備します。

2 保育環境の整備

保育園の定員枠の拡充、延長保育や休日保育などの保育サービスの充実を図ります。

また、民間活力を効果的に活用し、城山保育園の移転新築などを行い、隠れ待機児童の解消に向けた取り組みを行います。

3 子育て支援センター事業の充実

「親子ふれあいルーム」や「育児講座」の開催により、就園前の親子同士の出会いを促すとともに育児に関する情報を提供します。また、関係機関と連携して、妊娠や出産、子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、誰もが安心して、気軽に行きたくなる、通いたくなる施設を充実していきます。

子育て支援インターネット情報サービス「子育て情報ナビ みよぴよ！」を活用するなど、子育てに関する情報を積極的に発信します。

4 相談支援体制の充実

子育て世帯に対して育児の知識向上が図られるよう支援します。

ひとり親家庭に対する支援と、その自立に向けた相談を行います。

育児の困難な家庭、経済的な困窮、虐待などへの対応は、こども家庭センターが中心となって、関係機関と連携して行います。

5 幼児教育の充実

幼稚園の安定した運営のための支援や保護者の経済的負担の軽減を図ります。

6 児童発達支援体制の充実

心身の発達の遅れがある児童とその家族の支援のため、「親子通園ルーム」や児童発達支援事業を推進します。また、発達上の支援を必要とする児童の増加および障がいの種類や程度の多様化に伴い、児童とその家族への包括的な支援の充実のため、新たに児童発達支援センターの整備を進めます。

7 保育士確保策の充実

保育園の安定した運営のため、保育士を目指す学生に対する支援などにより保育士の確保を図ります。

市民の役割

子どもが健やかに育つように地域との関わりを深めます。

関連計画等：みよし市児童育成計画（令和 6(2024)年度見直し予定）

健康みよし 21(第 2 次計画)（令和 6(2024)年度見直し予定）

第 4 期みよし市地域福祉計画（令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度まで）

みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成 28(2016)年度から令和 17(2035)年度まで）

用語解説：※ ネウボラ…フィンランドが発祥の妊娠期から出産、子どもの就学までの間、母子とその家族を支援する仕組みのこと。

取組方針 1 安心して子どもを産み、育てられる環境にしよう

取組分野② 家庭教育

現状と課題

「子育てに関するさまざまな情報を手に入れたい」、「同じような子育ての悩みを持つ仲間と語り合う場所が欲しい」という市民の声に応えるために、小学校へ通う子どもを持つ保護者を対象にした「家庭教育学級」、中学校へ通う子どもを持つ保護者を対象にした「思春期家庭教育講座」を開催し、各年代で必要とされる子どものしつけや子育てなどに関する情報を発信しています。

近年、子どもを取り巻く環境は複雑化しており、不登校や子どもの発達などさまざまな問題を抱える家庭が増加傾向にあり、相談支援体制の充実を図っています。

家庭教育の重要性に対する理解を深めてもらうため、家庭教育に関する情報や、市内各所で開かれる家庭教育に有益な催しに関する情報を積極的に発信する必要があります。

取組分野のねらい

中学生以下の子どもを持つ保護者を対象とした子どものしつけや子育てなどの講座の開催のほか、心理・医療などの専門的な立場による相談窓口を充実させ必要な支援を行います。また、家庭・学校・地域の連携を強めることにより、地域全体で家庭教育の重要性に対する理解を深めてもらうための仕組みづくりを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
家庭教育に関する取り組みの市民満足度割合	「家庭教育」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	60.8%	80.7%	81%

主な取組

1 保護者への学び支援

中学生までの子どもを持つ保護者を対象とした子育てに関する講座に対する支援を実施し、子どもの発達段階に応じた接し方や関わり方など子育てに関する情報を提供することで、保護者への支援の充実を図ります。

2 教育相談体制の整備

子育てに困っている家庭を支えるために、「みよし市教育センター学びの森」を中心として教育相談体制を整備し、困っている保護者に対し、ハートケア教育サポーターが専門相談員や学校、関係機関などに連絡し、適切な支援をコーディネートします。

3 家庭教育への支援

小学校区に家庭教育推進協議会を常設し、家庭・学校・地域の連携による「ふれあいトライアングル推進事業[※]」を継続的に実施し、家庭教育の重要性に対する理解を深めてもらうための取り組みの推進に努めます。

市民の役割

家庭や地域で、子どもたちに基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、善悪の判断などの社会的なマナーを日々の暮らしを通して身に付けるようにします。

関連計画等：みよし市教育振興基本計画（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）

用語解説：※ ふれあいトライアングル推進事業…家庭・学校・地域の3者の連携を深め、家庭教育のあり方について話し合い、研究する機会を持ち、地域ぐるみの実践活動を通して、健全な家庭教育の醸成を図ることを目的とする事業のこと。

取組分野③ 地域で子育てを支える環境

現状と課題

子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組みや政策を社会の真ん中に据えたこともまんなか社会の実現のため、令和5(2023)年4月に、こども家庭庁が創設されるのと同時に、こども基本法が施行されました。

核家族化や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加により、放課後の子どもの居場所を確保したいという保護者のニーズが増えています。このため「放課後児童クラブ^{*}」で児童の受け入れを行うとともに、子育て援助活動支援事業の「ファミリー・サポート・センター事業」をはじめとする地域のボランティアを活用したりするなど、地域でも子どもの居場所づくりに取り組む必要があります。

また、子どもの生きる力や社会性を身に付けるためには、地域社会の中で大人やさまざまな年齢の人と共に、生活体験や社会体験、自然体験などを豊富に積み重ねることが重要です。このため、地区子ども会、地区子育てクラブの活動支援などに取り組み、地域全体で子どもの成長を見守り育てることのできる環境づくりを行う必要があります。

取組分野のねらい

子ども会活動をはじめとする地域活動を通して、さまざまな生活体験や社会体験、自然体験などを経験することで、子どもたちの「生きる力」の育みを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
地域で子育てを支える環境に関する取り組みの市民満足度割合	「地域で子育てを支える環境」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	61.7%	79.8%	80%

主な取組

1 地域での子どもの居場所づくり

地域で子どもたちが集い、互いに関わりあえる環境を整備し、地域に密着した安心して過ごせる居場所を提供します。

また、どの家庭でも子どもたちが健全に育ち、将来に希望を抱けるように、地域全体で子どもの成長を見守る環境を整備します。

2 放課後児童クラブの環境整備

児童が安心して過ごすことができるよう、利用ニーズを把握し、遊びや生活の場としてふさわしい「放課後児童クラブ」の環境を整えるとともに、放課後児童支援員のスキルアップを支援します。

3 ファミリー・サポート・センター事業の充実

子育ての手助けをしてほしい人と手助けをしてくれる人とを結び付ける支援の輪をつくり、さらなる制度の周知と登録会員の増加を図ります。

4 子ども会活動の支援

子ども会育成連絡協議会や地区子ども会、地区子育てクラブの活動を支援し、地域の子どもの健全育成を図るとともに、子ども会の行事や進行をサポートするジュニアリーダーの育成を強化し、子ども会活動を支援します。

市民の役割

子どもたちの地域活動への関わりやボランティア活動を通して子育て中の家庭を支援するなど、地域の子どもの成長を手助けします。

関連計画等：みよし市児童育成計画（令和6(2024)年度見直し予定）
みよし市教育振興基本計画（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）
第4期みよし市地域福祉計画（令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで）
みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成28(2016)年度から令和17(2035)年度まで）

用語解説：※ 放課後児童クラブ…下校後、保護者が仕事などにより家にいない市内の小学生を対象に、放課後に学校の教室などを利用し、自主活動や遊びを中心とした活動の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業のこと。

取組方針 2 心豊かな子どもを育てよう

取組分野① 小中学校教育

現状と課題

学校教育を通して、生涯にわたって自らを磨き続け、仲間と共に「ふるさとみよし」を築いていくことのできる、次代の担い手となる子どもたちを、家庭や地域と連携して育てています。

35 人学級の実施や特別な教育的支援が必要な児童生徒一人一人の学習支援など、個々の学習状況に合わせた指導を行っています。また、キャリア教育^{※1}の一環として、職場体験などの体験学習を行うとともに、学校生活で悩む児童生徒や子育てに悩む保護者に対する支援として各種教室や教育相談を実施しています。

また、デジタルを活用した教育にも力を入れ、一人一台の学習用タブレットを適切に活用することで、子どもたちが主体的・協働的に学べるような授業づくりに取り組んでいます。

その結果、各学校で行っている学校評価では、多くの子どもたちから楽しく学校生活を送っていると評価されていますが、一方でいじめや不登校、教職員の業務多忙化などの課題があります。

そのため、みよし型少人数学級のあり方について研究し、子どもたち一人一人をよりきめ細やかに指導・支援するために適切な教員の加配および配置を進めるとともに、いじめや不登校防止のための教職員や専門家などの必要な人材の配置や、教員の働き方改革として中学校の部活動地域移行に向けた取り組みを進めるなど、教員の多忙化を解消しながらより質の高い教育環境の整備を図ることが必要です。体制づくりや人材の確保などについては学校と家庭・地域が連携することが必要です。

あわせて、いじめ、不登校、虐待、保護者とのトラブルなど、学校現場でのさまざまな問題に対して、児童生徒の最善の利益を保護することを目的として、スクールロイヤーの配置を継続して実施します。

施設面の整備は、中長期的な維持管理などに係る経費の縮減や予算の平準化を図りつつ、学校施設の機能を確保することが求められています。このため、計画的に施設の予防的修繕や設備の改善を実施していくことが必要です。

取組分野のねらい

児童生徒の「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」をバランスよく育てることにより「生きる力」を育むとともに、児童生徒、保護者、そして地域から信頼され応援される学校を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
「学校は楽しい」と思う児童生徒の割合	「学校は楽しい」と回答した児童生徒の割合 (学校評価アンケート)	小学校 93.1% 中学校 88.2%	小学校 91.5% 中学校 87.6%	小学校 98% 中学校 93%

主な取組

1 教育環境の整備

施設の老朽化や各種設備の機能劣化の解消に併せて、省エネルギーに配慮した照明器具への更新などの環境改善を進めます。また、ICT^{※2}機器やデジタル教材を計画的に整備し、子どもの情報社会に対応する能力を高めます。

2 教育内容・活動の充実

知・徳・体にわたる「生きる力」を育むため、基礎・基本の習得や思考力・判断力・表現力を大切にした授業づくり、道徳教育の充実、生涯にわたって健康に過ごせる基礎づくりに取り組みます。

3 一人一人を大切にされた教育の実施

子ども一人一人と正面から向き合うために、適切な教員の加配および配置を進め個に応じたきめ細やかな指導を行います。また、道徳教育や特別支援教育を充実させることで、いじめ・不登校問題の解決を図るとともに、外国籍児童生徒や障がいのある児童生徒が、より良い学校生活を送ることができるように、個別に丁寧な指導ができる体制を構築します。

4 家庭・地域との連携強化

地域住民などの幅広い参画による学校運営協議会において、学校経営の目標やビジョンを共有し、相互の連携・協働のもとに地域とともにある学校づくりを推進します。

5 スクールソーシャルワーカーの配置

さまざまな問題を抱える児童生徒に対し、学校、保護者、外部機関と連携した支援を進めることを目的として、スクールソーシャルワーカーを配置します。

市民の役割

家庭・学校・地域の三者が連携して行う話し合いや各種の実践を通して、地域ぐるみで教育を支えます。

家庭や地域の一員として、地域全体で子どもたちを見守り、育てる意識のもと、より良い教育環境の実現のための手立てを考え、実践します。

関連計画等：みよし市教育振興基本計画（平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度まで）
みよし市教育情報化推進計画（令和 6(2024)年度見直し予定）

用語解説：※1 キャリア教育…子どもが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を目標とする教育的働きかけのこと。
※2 ICT…「Information and Communication Technology」の略語で、情報通信技術を意味する。情報処理・情報通信分野の関連技術の総称のこと。

取組方針 2 心豊かな子どもを育てよう

取組分野② 青少年健全育成

現状と課題

情報化社会やグローバル化の進展などにより、青少年を取り巻く状況は大きく変化しています。インターネットが身近にある環境の中で、利便性の反面、有害な情報が氾濫し、SNS^{※1}に起因する被害の拡大などが問題となっており、青少年が非行や犯罪に巻き込まれる機会が増えています。また、家庭環境や労働環境の変化により、親子が一緒に過ごす時間が減少し、地域でも人と人のつながりが希薄になり、自分の子ども以外の子どもの行動や素行に対する関心が薄れています。

そのため、青少年健全育成推進協議会への支援をはじめ、地域活動がより活性化するように努め、青少年の健全育成を推進するための街頭啓発活動を展開する必要があります。また、地域では、青少年活動の活性化を支援できる人材の育成も必要です。

取組分野のねらい

地域全体で青少年を健やかに育み、次代を担う人材を育成するため、地域社会でのさまざまな体験活動を通して、青少年団体の育成や青少年の健全育成を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
青少年健全育成に関する取り組みの市民満足度割合	「青少年健全育成」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	59.8%	81.1%	85%

主な取組

1 地区の青少年健全育成活動への支援

地区青少年健全育成推進協議会などが実施する事業を支援することにより、地区における青少年の健全育成を図ります。

2 青少年への見守り活動の推進

青少年が抱える問題を早期発見、早期指導するため、青少年健全育成推進協議会による街頭啓発活動を行います。

3 子どもの意見を聴く機会の提供

日ごろの生活を通して感じていることなど、子どもの意見を聴く機会を設けます。また、こども条例を策定し、子どもの権利を守ります。

4 地域学校協働活動^{※2}の推進

全小中学校に地域学校協働本部を設置し、保護者や地域のボランティア、NPO、企業などの参画を得て地域学校協働活動を推進し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの成長を支えていく体制を構築します。

5 放課後子ども教室^{※3}の実施

子どもたちの安全安心な居場所づくりを推進しつつ、児童に学習、運動、交流、体験の場を提供し、社会全体で次代を担う人材を育成するため、放課後子ども教室を実施します。

市民の役割

青少年の健全育成に対して理解と協力をし、活動の輪を広げるような地域活動を展開します。学校だけでなく地域全体で次代を担う人材を育成するため、放課後子ども教室や地域学校協働活動に参画します。

関連計画等：みよし市教育振興基本計画（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）

用語解説：※1 SNS…「Social Networking Service (Site)」の略語で、人と人との交流を手助けし、促進するためのインターネット上のサービスのこと。
 ※2 地域学校協働活動…幅広い地域住民などの参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働して行う活動のこと。
 ※3 放課後子ども教室…放課後や週末に小学校の余裕教室などを活用し、子どもたちの安全・安心な居場所をつくり、地域の方々の協力を得ながら、さまざまな体験活動や交流活動を実施する事業のこと。

取組方針3 文化に親しみ、交流が盛んなまちにしよう

取組分野① 生涯学習

現状と課題

人々は社会生活を送るうえで、絶えず新しい知識や技術を習得することにより、新たな可能性の発見や喜びにつなげ、自らの暮らしを豊かで充実したものにすることができます。本市では、悠学カレッジ※事業として幅広い分野で生涯学習講座を実施してきました。ライフスタイルの多様化に伴い生涯学習意欲が向上してきていることもあり、今後は、図書館学習交流プラザ「サンライブ」以外の施設でも生涯学習講座を開催するなど学習機会の増加に向けた取り組みが必要です。

今後は、IT化の進展など今日的な課題を踏まえた市民ニーズを把握し、市民の学ぶ意欲をサポートする生涯学習講座の開催や、より多くの市民が生涯学習に取り組むことのできる環境づくりを進める必要があります。

「サンライブ」の図書館機能について、市民の利便性の向上のため、令和3(2021)年11月から電子書籍を導入しています。今後さまざまな市民ニーズに対応するために、蔵書の充実などに取り組む必要があります。

子どもから高齢者まで、全ての世代にとって魅力のある多様な情報を提供する拠点を「サンライブ」以外の公共施設にも設けていく必要があります。

取組分野のねらい

市民のニーズに対応した生涯学習講座を展開することにより、市民が生涯学習への興味や関心を深め、主体的に生涯学習に取り組むことで、豊かで充実した暮らしを送ることを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
生涯学習に関する取り組みの市民満足度割合	「生涯学習」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	70.1%	78.6%	80%
図書館の貸出冊数	中央図書館での年間の貸出冊数	42.3万冊	51万冊	55万冊

主な取組

1 生涯学習講座の充実

「サンライブ」で、生活創造や国際理解、情報・通信の各分野の悠学カレッジ講座を、春夏、秋冬、新春の年3期実施するとともに、大学との連携による公開講座や、親子講座を開催し、市民に学習の場を提供します。「サンライブ」での講座に加えて、「おかよし交流センター」などの地域の施設でも講座を開催し、生涯学習への取り組みの拡充を図ります。

2 自主的な生涯学習の取り組みへの支援

地域における公民館活動や生涯学習活動を積極的に推進する団体への支援と生涯学習活動団体への発表の機会を提供するなど、自主的な活動の活性化に努めます。

3 図書整備

図書について、令和3(2021)年11月から導入している電子書籍を含め、市民ニーズを的確に把握し、計画的に整備を進めます。学校支援用図書についても児童生徒の学びを促進できるよう整備を進めます。

4 読書活動の推進

読書好きな子どもが増える環境づくりを目指して、学校への図書の貸出し機会の増加や、学校図書館やボランティア団体と連携した読書環境の整備を推進します。

市民の役割

「サンライブ」を有効に活用し、仲間づくりから地域のつながりを深めます。家庭・学校・地域がそれぞれの役割を認識し、子どもの読書活動や読み聞かせ活動に関わります。

関連計画等：みよし市教育振興基本計画（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）
第3次みよし市生涯学習推進基本計画（令和4(2022)年度から令和13(2031)年度まで）
第4次みよし市子ども読書活動推進計画（令和4(2022)年度から令和8(2026)年度まで）

用語解説：※ 悠学カレッジ…市民の誰もが受講できる生涯学習に関する各種講座（生活、健康、料理または語学学習、異文化体験、パソコンの活用など）のこと。

取組方針3 文化に親しみ、交流が盛んなまちにしよう

取組分野② 文化・芸術

現状と課題

本市の文化や芸術活動の拠点であるみよし市勤労文化会館や図書館学習交流プラザ「サンライブ」は、多種多様な団体や組織の文化活動や発表・伝承の場として活用されています。また、各地域ではさまざまな団体の文化活動が地区公民館などの施設で行われています。

文化協会や地域での活動団体への助成を通して文化・芸術の振興を図っており、今後はさらに多くの市民が、文化・芸術を身近に感じられる環境づくりが求められています。生涯学習の場所として「サンライブ」以外の施設でも講座を開催することにより、学習機会の増加を図ることが求められています。

時代の移り変わりとともに、失われようとしている古文書や民具、歴史的建造物のほか遺跡や郷土芸能の伝承や保存に努めています。

市民の歴史的資源に関する関心の高まりから、体験講座や「ギャラリートーク※」など、楽しみながら学ぶ参加型イベントへの申込者が増えています。社会環境の急速な変化の中で、生活スタイルを振り返ることのできる歴史民俗資料館の果たす役割は増大しており、文化だけでなく、教育や観光、まちづくりなどの分野との連携も求められています。

市民が今後も文化や芸術、歴史に親しみ、豊かな暮らしにつなげるためには、その拠点となる施設の維持管理を行うとともに、各団体への支援や歴史的資源を展示する環境づくりが求められています。

取組分野のねらい

地域の文化・芸術の担い手を育成するとともに、文化・芸術を通して市民同士のつながりを深め、さらに文化・芸術への関心が高まることを目指します。

歴史的資源の保存と有効な普及啓発活動により、市民の郷土への愛着や誇りの醸成を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
文化・芸術に関する取り組みの市民満足度割合	「文化・芸術」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	71.1%	69.5%	80%

主な取組

1 文化拠点施設の機能維持

みよし市勤労文化会館は令和3(2021)年に大規模改修を終え、リニューアルオープンしたため、今後は、施設機能の保全と必要な修繕を行い、長く使用できるよう管理します。行事やイベントでの積極的な活用により文化拠点施設としての機能維持に努めます。

2 文化・芸術団体への支援

文化協会を通して、各種文化・芸術団体の支援や育成を行うとともに、文化・芸術活動を実践する地域や団体へも支援を行います。また、「サンライブ」での展示や発表の場の拡充を図り、市民が文化・芸術に親しむ機会を増やします。

3 史跡、歴史的資料と伝統芸能の保存継承

石川家住宅や三好上・三好下の山車、酒井家金比羅宮、古窯跡、三好稲荷閣夏季大祭などの市指定文化財や福谷城跡の他191カ所に所在する遺跡について、保存継承に努めます。

無形民俗芸能の囃子・棒の手を含めた文化財が保存継承されるように支援します。また、貴重な文化財については、指定をして保存継承の充実を図ります。

4 歴史民俗資料館収蔵資料の整理、調査・研究などへの活用

未整理の古文書群、猿投窯出土遺物の整理を進め、新たな郷土の歴史の調査・研究、資料館展示事業などに活用可能な状態で後世へ伝えていきます。

5 企画展・体験講座の実施

歴史民俗資料館の常設展示に加えて、寄贈、寄託や購入により収集した資料館の収蔵資料、他機関の所蔵資料を活用して、企画展や特別展を開催します。夏休み期間中の体験講座の開催や、学校への出張授業を通して、子どもたちの本市の歴史や伝統文化への理解を深めます。

6 埋蔵文化財の保護と発掘調査の管理

埋蔵文化財は、土地に埋蔵された状態での現状保存が原則ですが、開発事業により現状にて保存することができない場合は、発掘調査などを行い記録保存します。これにより、埋蔵文化財の破壊と消滅を防止し、併せて埋蔵文化財の詳細を報告書として後世に残します。

市民の役割

文化・芸術に親しみ、地域における文化・芸術の担い手となることにより、地域の交流を進めます。また、体験講座や地域に根ざした活動に参加することで、郷土への愛着や誇りを持ちます。

関連計画等：みよし市教育振興基本計画（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）

用語解説：※ ギャラリートーク…企画展や特別展などで、学芸員や講師が展示作品にまつわるエピソードや魅力などについて紹介するイベントのこと。

基本目標1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち

人育て

取組方針3 文化に親しみ、交流が盛んなまちにしよう

取組分野③ 広域交流

現状と課題

平成12(2000)年10月に友好提携を締結した北海道士別市とは、少年スポーツ交流団や小学生の相互派遣、お互いの産業フェスタへの出展などの交流を進めています。平成23(2011)年10月に友好提携を締結した長野県木曾町とは、三岳地区にある「みよし市友好の森」を通じた交流事業や区長・議員交流、「産業フェスタみよし」への出展などの交流を進めています。

今後も、友好都市提携を締結している士別市や木曾町と、産業・文化・スポーツ・教育などを通じた交流活動や市民同士の交流を推進するとともに、友好都市の良さを広く伝えていく取り組みを引き続き支援していく必要があります。さらに、新たな交流事業やより多くの市民が参加できる機会の創出が求められています。

取組分野のねらい

友好都市の市民とさまざまな交流を通して、お互いの市町についての理解を深めるとともに両市民の絆をより強めることを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
友好都市交流事業 参加者数	士別市小学生派遣・スポーツ交流への参加者数、「友好の森ふれあいツアー」参加者数	150人	106人	180人

主な取組

1 士別市との交流の推進

本市と士別市の小学生による交流に加え、野球やサッカー、バスケットボールの少年スポーツ交流団の交流を通して、両市の自然や文化、風土に触れるとともに、相互交流を深めます。

2 木曾町との交流の推進

「友好の森ふれあいツアー」による市民の交流、議会や区長会の交流が発展継続できるように支援し、相互の交流を深めます。

3 産業分野における交流の推進

「産業フェスタみよし」への士別市・木曾町の出展や、「士別市産業フェア」への本市の出展を通して産業分野での交流を深めます。

市民の役割

友好都市との交流事業を通して、友好関係を広げるとともに、相互理解を深めます。

関連計画等：みよし市教育振興基本計画（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）
みよし市スポーツ推進計画（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）
士別市及びみよし市の災害時における相互応援に関する協定（平成23(2011)年11月から）
木曾町及びみよし市の災害時における相互応援に関する協定（平成23(2011)年10月から）

取組方針 3 文化に親しみ、交流が盛んなまちにしよう

取組分野④ 多文化共生※

現状と課題

情報通信技術や交通網などの飛躍的な発展により、世界のどの国とも国際的な結びつきが強くなっています。こうした国際化が進む社会に的確に対応していく人材を育成するために、平成7(1995)年2月に友好提携を締結した米国インディアナ州コロンバス市への中学生派遣や、コロンバス市の高校生の受け入れなどを進めています。

海外から本市を訪問した人や、市内に住んでいる外国人との交流の手助けとするため、日本文化体験研修などの各種講座を開催し、国際感覚を養い相互理解を深めてもらうことに努めているほか、通訳者やイベントスタッフ、ホームステイの受け入れなどの国際交流や多文化共生の担い手となるボランティアの育成を行い、ニーズに応じて各種事業への協力を得ています。

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり本市における外国人人口は一時減少しましたが、感染症収束傾向により再び増加の様子を見せ始めています。今後、さらに増加が予想される市内に在住する外国人と日本人が互いの文化や風習などを理解し合い、市民の一人として市や地域の活動を展開することができるまちづくりを推し進める必要があります。

取組分野のねらい

海外の文化や風習を正しく理解し、外国人と積極的にコミュニケーションを図り、互いに尊重し合いながら日常生活を送ることができる環境の整備を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
多文化共生に関する取り組みの市民満足度割合	「多文化共生」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	50.0%	63.4%	68%

主な取組

1 多文化共生の推進

外国人が地域社会の一員として共に生活できる「多文化共生のまち」を創造するため、外国人を対象とした日本語教室の開催とそのためのボランティアの養成講座の開催、市役所窓口への外国語通訳者の配置、日本語指導を必要とする児童生徒への日本語指導を行うとともに、防災に関するPRや災害発生時の避難所運営における多言語対応、外国人のための日常生活に必要な情報を掲載したリーフレットの作成など、多文化共生に関する取り組みを進めます。

2 国際交流活動の充実

国際理解講座などを開催し、市民の国際社会への窓口を広げます。また、友好都市であるコロンバス市への中学生派遣やコロンバス市高校生のホームステイ受け入れを通して、子どもたちや市民の国際感覚の養成を支援します。

3 外国人児童生徒への適応支援

日本語をうまく話すことができない外国人児童生徒が、学校生活や日常生活にスムーズに適応できるように、通訳者の配置などにより適応支援のための取り組みを進めます。

市民の役割

市内在住の外国人も地域社会の一員であるという認識を持ち、交流を深めるとともに仲間づくりを行います。

関連計画等：みよし市教育振興基本計画（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）

用語解説：※ 多文化共生…国籍や民族などの異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

基本目標1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち

人育て

取組方針3 文化に親しみ、交流が盛んなまちにしよう

取組分野⑤ 男女共同参画

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、性別や年齢にかかわらず、誰もが互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できるようになることが重要です。国は「男女共同参画社会基本法」の中で、この男女共同参画社会の実現が「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、平成27(2015)年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を施行し、女性の職業生活における活躍を推進するとともに、豊かで活力ある社会の実現を図ることとしています。

本市では、市や市民、事業者、教育関係者が一体となった協働のもと、男女共同参画社会の実現を目指すため、平成27(2015)年4月に制定した「みよし市男女共同参画推進条例」および「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ計画的な施策を積極的に推進しています。また、令和4(2022)年10月には、性的マイノリティ^{※1}に係るパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しました。

しかし、少子高齢化のさらなる進行や労働環境の変化、女性の活躍推進、性的指向^{※2}およびジェンダーアイデンティティ^{※3}の多様性に関する理解促進、DV(ドメスティック・バイオレンス)^{※4}への対応など、多くの社会的課題は依然として存在し、その課題への一層の取り組みが求められています。

取組分野のねらい

全ての人々が、性別に関わりなく、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、多様な選択肢の中でその能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
男女共同参画に関する取り組みの市民満足度割合	「男女共同参画」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	59.1%	66.0%	70%

主な取組

1 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、幅広い世代に向けたPRを行うとともに、令和4(2022)年10月より開始したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度などをはじめとする当事者に対する支援を行います。

さまざまな分野における女性の参画を推進するとともに、政策の立案に携わる各種審議会や委員会への女性委員の積極的な登用を進めます。

2 DV(ドメスティック・バイオレンス)の防止

DV(ドメスティック・バイオレンス)の根絶に向けたPRを積極的に行います。

また、女性の悩みごと相談を実施するとともに、DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者に対する支援を実施します。

市民の役割

誰もが性別による固定的役割分担に縛られることなく、社会や家庭の中で互いに対等な構成員として参画することができる社会の実現に向け、男女共同参画の趣旨を理解し、性別による差別をすることなく、全ての人々があらゆる分野に参画しやすい気運の醸成に努めます。

関連計画等：みよし男女共同参画プラン「パートナー」2024-2033
(令和6(2024)年度から令和15(2033)年度まで)

用語解説：※1 性的マイノリティ…性的少数者を総称する言葉。具体的には、同性愛者、両性愛者、性同一性障がい者などが含まれる。

※2 性的指向…恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向のこと。

※3 ジェンダーアイデンティティ…自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度に係る意識のこと。

※4 DV(ドメスティック・バイオレンス)…配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

取組方針 1 豊かに暮らせるようにみんなで助け合おう

取組分野① 地域福祉

現状と課題

制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の隙間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、住民相互の支え合い機能強化や複合課題に対応できる重層的な支援体制の構築による「地域共生社会」^{※1}の実現が求められています。

本市では、平成 27(2015)年度に「みよし市福祉・医療・介護長期構想」を策定し、全ての市民を対象とする、みよし市版地域包括ケアシステムの構築（地域共生社会の実現）に向けた取り組みを開始しました。同じ地域で暮らす人たちがお互いを理解し合い、コミュニケーションの充実を図り、支え合いの仕組みをつくることが求められています。

取組分野のねらい

適切で効果的な福祉サービスの提供を行うとともに、市民全体が地域福祉推進の担い手として、支援を必要とする市民を支えることにより、地域福祉の総合的な推進を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
地域福祉に関する取り組みの市民満足度割合	「地域福祉」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	68.6%	74.5%	78%

主な取組

1 みよし市版地域包括ケアシステムの構築

子ども（子育て家庭）、障がい者、高齢者を含む全ての市民にとって「生まれてからずっと、安心して暮らせるまち」の実現に向け、市民にとって身近な「地域」が持つべき機能や果たすべき役割を考え、自分（家族）でできることは自分（家族）で行う「自助」、互いに助け合えることは助け合う「互助」の力を発揮し、「共助」、「公助」によるサービスを充実させます。

2 福祉サービスを利用しやすい体制づくり

各種制度における福祉サービスの提供体制を充実させることに加え、複雑化、多様化するニーズに対応するため、地域の中にある社会資源を活用し、制度や組織の枠を超えたサービスを創設します。さらに、身近な地域で支援が受けられるように体制の整備をします。

3 生活困窮者の自立支援体制の充実

生活保護受給者や生活困窮者の自立を支援する庁内体制や、地域、民間企業、関係機関との連携体制を構築します。また、自立した生活が送れるように状況に応じた相談事業を実施し、就労に向けた支援を行います。

4 福祉・医療・介護の連携の推進

地域包括支援センター^{※2}を中心として、福祉・医療・介護の各専門職の連携を強化していくことで、継続性のあるケアマネジメント体制の充実を図ります。また、コミュニティソーシャルワーカー^{※3}を配置し、縦割りでは解決できない課題に対応する重層的支援体制の構築を進めます。

医療・介護・福祉が連携し、地域包括ケアを実現するため、医療専門職の人的資源を生かした、市民が相談しやすく、必要なサービスを迅速に提供でき、また、新興感染症や災害にも対応した拠点施設をみよし市民病院敷地内に整備します。

市民の役割

一人一人が福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員であることを自覚し、「みんなで助け合える共生のまち」の実現を目指します。そのために、市民同士のあいさつや声掛け、ちょっとした手伝いなどからはじめ、地域での活動につながる第一歩を踏み出します。

関連計画等：第 4 期みよし市地域福祉計画（令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度まで）
みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成 28(2016)年度から令和 17(2035)年度まで）
第 5 期みよし市障がい者計画（令和 6(2024)年度から令和 11(2029)年度まで）
第 7 期みよし市障がい福祉計画（令和 6(2024)年度から令和 8(2026)年度まで）
第 3 期みよし市障がい児福祉計画（令和 6(2024)年度から令和 8(2026)年度まで）
第 9 期みよし市高齢者福祉計画兼介護保険事業計画
（令和 6(2024)年度から令和 8(2026)年度まで）

用語解説：※ 1 地域共生社会…制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、地域をともに創っていく社会のこと。
※ 2 地域包括支援センター…地域の高齢者の総合相談や権利擁護、地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行い、高齢者の保健医療と福祉の推進を包括的に支援することを目的とした機関のこと。
※ 3 コミュニティソーシャルワーカー…支援が必要な人に対して、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う人のこと。

取組方針 1 豊かに暮らせるようにみんなで助け合おう

取組分野② 高齢者福祉

現状と課題

団塊の世代の人たちが全て後期高齢者の年代となり、ますます、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれます。こうした状況の中、高齢者の孤立死や閉じこもりなどを未然に防ぐために、ひとり暮らしの高齢者などの見守りや外出支援を行う必要があります。

また、認知症高齢者も年々増加することが予測されていることから、認知症により行方不明となった高齢者の早期発見と、認知症により行方不明になることを未然に防止するための見守り体制を構築する必要があります。

取組分野のねらい

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が「孤立」しないように見守りを行い、また、認知症により行方不明となった高齢者の早期発見と、認知症により行方不明になることを未然に防止するための見守り体制の構築を目指します。

外出のきっかけである社会参加や外出の方法である移動手段と日常生活動作*との関連を踏まえ、外出や社会参加の内容を支援し、介護予防や健康寿命の延伸につなげることを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
高齢者福祉に関する取り組みの市民満足度割合	「高齢者福祉」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	63.0%	66.8%	73%

主な取組

1 ひとり暮らしの高齢者などの見守りの充実

調理が困難なひとり暮らしの高齢者などに対して、定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認をします。また、ひとり暮らしの高齢者などの、在宅での急病や事故などの緊急事態に対処できる緊急通報システム機器を貸し出し、安全確保を図るとともに、日常生活の不安を軽減します。

また、災害時に支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、災害時における支援体制の構築に努めます。

2 認知症により行方不明になるおそれのある高齢者などの見守りができる体制の構築

認知症により行方不明となった高齢者や認知症により行方不明になるおそれのある高齢者に対応するため、警察などの関係機関と連携するとともに、市民が幅広く参加し、認知症により行方不明となった高齢者の捜索、発見、通報、保護や未然に防止するための見守りができる体制を構築します。

3 高齢者に対する移動支援の充実

高齢化が進行する中、運転に不安を持つ高齢者が自家用車に依存しなくても安心して生活ができる環境を整備するとともに、高齢者が自発的に外出できるよう移動支援の充実を図ります。

市民の役割

ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が「孤立」しないように、また、認知症により行方不明となった高齢者や認知症により行方不明になるおそれのある高齢者を地域で見守りができる体制の構築に努めます。

関連計画等：第4期みよし市地域福祉計画（令和3(2021)年度から令和8(2026)年度まで）
みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成28(2016)年度から令和17(2035)年度まで）
第9期みよし市高齢者福祉計画兼介護保険事業計画
（令和6(2024)年度から令和8(2026)年度まで）
関係機関との協定
・「徘徊高齢者の早期発見等の取組に関する協定」（公的機関、民間機関）
・「みよし市地域見守り活動に関する協定」（民間機関）

用語解説：※ 日常生活動作…日常生活を送るうえで最低限必要な動作（起居動作、移乗、移動、食事、更衣、排せつ、入浴、整容など）のこと。

取組方針 1 豊かに暮らせるようにみんなで助け合おう

取組分野③ 介護

現状と課題

介護保険制度は、介護や支援が必要な状態となった高齢者が、それぞれの能力に応じて自分らしく自立した日常生活を送ることができるように社会全体で支える制度です。

本市における 65 歳以上の高齢者の人口は、令和 5(2023)年 4 月現在 11,493 人と総人口の 18.7%となっており、愛知県や全国と比べて低い水準にあります。しかし、わが国では、高齢者の増加が諸外国に例をみないスピードで進んでいます。令和 24(2042)年頃が 65 歳以上人口のピークとされているものの、その後も高齢化は続き、特に 75 歳以上の後期高齢者については令和 36(2054)年まで増加傾向が続いていくと予想されており、さらに令和 47(2065)年には高齢化率が 38.4%に達し、国民の約 2.6 人に 1 人が 65 歳以上となる社会が到来すると予想されています。高齢者の増加に伴う介護ニーズの多様化、介護に要する費用の増加が問題とされる中、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、みよし市における地域包括ケアシステムの構築と、高齢者を含む本市に住む全ての人々がともに豊かに生き生きと暮らすことのできる地域共生社会[※]の実現を目指し、本市として目指すべき高齢者福祉のビジョンを掲げ、高齢者に関する施策の一層の推進と介護保険事業などの円滑な運営に努める必要があります。

取組分野のねらい

介護が必要となった高齢者に対し、個々の身体や環境に応じて適切なサービスを提供することで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
要介護（要支援）の認定率	65 歳以上の高齢者における要介護（要支援）の認定を受けた者の割合	11.60%	13.63%	15.61% 以下

主な取組

1 介護サービスの充実

市民のニーズに応じた介護サービスが受けられる体制の充実を図り、介護が必要なときに、必要なサービスを利用できる環境を確保します。

2 介護サービスの質の向上

質の高い介護サービスを確保するため、サービス提供事業者に対し、適正な指導と助言を行います。

3 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスについて、地域の現状を把握・分析することで利用者（市民）のニーズを把握し、利用しやすい環境づくりに努めます。

4 介護給付の適正化

介護保険サービスが利用者に適切に提供されているかどうかについて、サービス提供事業者などの関連機関と連携しながら、適正なサービス給付の確保に努めます。

市民の役割

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活し続けられるように、地域全体で支え合います。

関連計画等：第 4 期みよし市地域福祉計画（令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度まで）
みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成 28(2016)年度から令和 17(2035)年度まで）
第 9 期みよし市高齢者福祉計画兼介護保険事業計画
（令和 6(2024)年度から令和 8(2026)年度まで）

用語解説：※ 地域共生社会…制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、地域をともに創っていく社会のこと。

取組方針 1 豊かに暮らせるようにみんなで助け合おう

取組分野④ 障がい者福祉

現状と課題

本市の身体障がい者手帳保持者数は増減を繰り返しながら微増し、療育手帳および精神障がい者保健福祉手帳保持者は年々増加しています。また、障がい者とその介護者の高齢化も進んでおり、「親亡き後」の生活や成年後見制度^{※1}をはじめとする権利擁護の支援が課題となっています。

乳幼児期からの障がいの早期発見や支援は、さまざまな生活能力の獲得、向上につながることから、乳幼児期からの支援の充実が求められています。

くらし・はたらく相談センター（基幹的相談支援センター）に、相談支援の専門職を配置し、障がい者（児）の生活や就労に関する相談を包括的に受けています。生活のしづらさを感じている人の相談は複雑化しており、複数の分野にまたがる課題を抱えるケースが増加しています。

取組分野のねらい

障がい者（児）の自己決定、意思決定を尊重し、互いに助け合い、支え合う関係を築くことにより、障がい者（児）が住み慣れた地域で、安全に安心して暮らし続けられる環境づくりを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
障がい者（児）が地域で生き生きと暮らし続けられるようになると感じる障がい者（児）の割合	障がいや生活で困っていることや不安に思っていることが「ない」と答えた障がい者（児）の割合 (障がい者福祉計画に関するアンケート)	14.6%	17%	25%

主な取組

1 障がいのある・なしに関わらず、互いに尊重し合える環境づくり

障がいについての正しい理解につながるように、市や、市内の社会福祉法人などが各種イベントで交流の機会を設けるなど、PR・広報活動を展開します。また、市内の小中学校と連携して、障がいに関する講座や体験を行うなど福祉教育を推進します。

2 一人一人のライフステージに応じた支援の推進

乳幼児期から成人期まで、保健や医療、教育、福祉、就労などの関係機関による障がい者（児）のライフステージ（人生の節目ごとの段階）に応じた支援が切れ目なく行える体制を充実します。また、療育施設の設置や医療的ケア児^{※2}の支援など児童発達支援体制の整備に努めます。

3 障がい者（児）の地域生活を支える環境の整備、充実

障がい者（児）が住み慣れた地域で、障がいの種類や程度に応じた適切な支援がいつでも受けられるように、生活訓練や就労訓練、居住支援などの福祉サービスの充実を図ります。また、障がい者（児）の権利擁護（成年後見支援）のネットワークや、災害時の安全確保に関する仕組みの確立に努めます。

4 福祉に関する相談支援体制の充実

くらし・はたらく相談センター（基幹的相談支援センター）を中心に、障がい者（児）の相談支援体制の充実を図ります。市役所内に設置された福祉総合相談センター（ふくしの窓口）では、障がいのある人、高齢者などを問わず福祉に関するあらゆる相談に包括的に対応します。また、相談支援に携わる者の資質向上を図るため、多職種が参加する事例検討会などを行います。

市民の役割

身体・知的・精神障がいや、発達障がい、難病患者などの障がい（疾病）の特性や生活のしづらさを正しく理解し、心のバリアフリーに努めます。

子どもから高齢者まで、市民が一体となって、助け合い、支え合っていけるように障がい者（児）福祉に対する意識を高めます。

関連計画等：第5期みよし市障がい者計画（令和6(2024)年度から令和11(2029)年度まで）
第7期みよし市障がい福祉計画（令和6(2024)年度から令和8(2026)年度まで）
第3期みよし市障がい児福祉計画（令和6(2024)年度から令和8(2026)年度まで）
第4期みよし市地域福祉計画（令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで）

用語解説：※1 成年後見制度…認知症、知的障がい、精神障がいなどによって一人で決めることに不安や心配のある人が、契約や手続きをする際に支援をする制度のこと。
※2 医療的ケア児…生活する中で、医療的ケアによる生活支援が日常的に必要な子どものこと。

取組方針 2 生涯にわたって健康に暮らせるようにしよう

取組分野① 地域医療

現状と課題

市内には医療機関として、一般医療機関 30 施設、歯科医療機関 27 施設（令和 5(2023)年 3 月現在）があります。

公的医療機関としては、みよし市民病院があり、12 診療科、122 病床で、高度な医療の実現や人口増・高齢者人口の増加に対応した安心して暮らすことができる医療体制の充実に努めています。

今後、高齢化の進展などにより医療費の増大が見込まれます。市民一人一人が自らの健康管理に心掛け、医療費を抑制することにより、医療保険制度の健全な運営が求められています。

取組分野のねらい

安心して暮らすことができるように地域医療体制を整え、また、特定健康診査などの受診率の向上を図ることにより、医療費を抑制して医療保険制度の健全な運営を行うとともに、市民の健康寿命の延伸を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
特定健康診査受診率	40 歳から 74 歳までの国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査を受診した者の割合	37.3%	38.7%	65%
後期高齢者健康診査受診率	75 歳からの後期高齢者医療保険被保険者を対象とした健康診査を受診した者の割合	34.8%	31.3%	45%

主な取組

1 救急医療対策の推進

市民が安全で安心できる医療体制の一環として、休日夜間などの救急医療体制を確保するため、西三河北部医療圏の構成市（みよし市、豊田市）で救急医療対策を行います。

2 医療保険制度の健全な運営と健康寿命の延伸の推進

医療保険制度の健全な運営を図るとともに、感染症などの拡大防止に努めることで、常に安心して受診できる体制を構築し、特定健康診査などの受診率や特定保健指導の参加率を上げることで、国民健康保険被保険者や後期高齢者医療保険被保険者の健康寿命の延伸を図ります。

さらに、遠隔医療システムや AI（人工知能）などの ICT※を活用した新しい医療保険制度の推進に努めます。

市民の役割

日常生活の中で自ら健康管理に心掛け、特定健康診査や特定保健指導を受けることにより、生活習慣病や循環器疾患の予防・改善を図り、健康寿命の延伸に努めます。

関連計画等：第 3 期国民健康保険データヘルス計画（令和 6(2024)年度から令和 11(2029)年度まで）
第 4 期特定健康診査等実施計画（令和 6(2024)年度から令和 11(2029)年度まで）

用語解説：※ ICT…「Information and Communication Technology」の略語で、情報通信技術を意味する。情報処理・情報通信分野の関連技術の総称のこと。

取組方針 2 生涯にわたって健康に暮らせるようにしよう

取組分野② 健康づくり

現状と課題

健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上を通じて、健康寿命の延伸および健康格差の縮小を実現することが求められています。

社会が多様化することや、人生100年時代が本格的に到来することを踏まえれば、高齢期に至るまで健康を保持するためには、高齢者の健康を支えるだけでなく、若年期からの取り組みが重要です。

健康になれる環境づくりとして、栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙をはじめとするさまざまな分野での取り組みが必要です。

取組分野のねらい

健康づくりを推進することで、市民一人一人が自分の健康に関心を持つとともに、市民の健康寿命の延伸を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
健康づくりに関する取り組みの市民満足度割合	「健康づくり」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	70.6%	72.8%	80%

主な取組

1 市民の健康づくりに対する動機づけ

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として、運動を中心としたフレイル^{※1}予防教室やオーラルフレイル^{※2}に関する知識の普及啓発に努めます。また、自らが健康づくりを実践することにより、さまざまなサービスが受けられる「健康マイレージ事業」などを実施し、市民の疾病予防と健康寿命の延伸に対する意識向上を図ります。

2 市民との協働による健康づくり事業の推進

市民で構成される「ヘルスパートナー^{※3}」や「食生活健康推進委員会^{※4}」との協働により、「ウォーキング」や「棒体操教室」、「栄養教室」などを開催し、市民の普段からの運動習慣や健全な食生活の実践に対する意識向上を図ります。

市民の役割

自らの健康に対する関心と理解を深め、自発的に体を動かし、生涯にわたって健康の増進に努めます。

関連計画等：健康みよし2 1（第2次計画）（令和6(2024)年度見直し予定）
第4期みよし市地域福祉計画（令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで）
みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成28(2016)年度から令和17(2035)年度まで）

用語解説：※1 フレイル…加齢とともに心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態なこと。
※2 オーラルフレイル…嚥んだり、飲み込んだり、話したりするための口腔機能が衰えること。
※3 ヘルスパートナー…市主催の「ヘルスパートナー養成教室」を修了し、市民の生涯を通じた健康づくりを目標に活動を行っている、健康づくりボランティアのこと。
※4 食生活健康推進委員会…市主催の「食生活健康推進員養成教室」を修了し、地域住民の食生活の改善を行うとともに、食を通じて住民の健康増進に寄与することを目的に活動を行っている、食による健康づくりボランティアの組織のこと。

取組方針 2 生涯にわたって健康に暮らせるようにしよう

取組分野③ スポーツ

現状と課題

スポーツには、地域の一体感や活力の醸成、青少年の健全育成、健康の増進など多様な効果があります。また、生涯にわたり、心身ともに健康で文化的な生活を営む上で必要不可欠なものです。

市民が身近なところでスポーツに親しみ「行う・観る・支える」の観点から、市民のニーズに応じたスポーツを気軽に楽しむことができる環境づくりが求められています。

そこで、本市では、子どもから高齢者、障がいの有無に関わらず、生涯にわたり運動習慣を身に付けることや、スポーツに触れ合う機会や場所の提供のため、スポーツ教室の開催や学校体育施設スポーツ開放事業の充実、レクリエーションスポーツの普及・啓発、スポーツ協会加盟競技団体やスポーツ少年団、カヌー協会、ウオーキング協会への支援・育成を図るほか、地域の中で気軽にスポーツに親しみることができるように、「総合型地域スポーツクラブ」に対して、継続的に支援を行っています。

今後は、小学校課外活動および中学校部活動の地域移行に伴い、スポーツ協会、カヌー協会、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体やスポーツ推進委員との連携により、指導者の育成・確保など、地域における受け入れ体制の拡充を進めます。また、市民が自主的に自身の適性・健康状態に応じてスポーツを継続的に行うことができるよう、スポーツ団体やスポーツ推進委員、地区スポーツ委員などが相互に連携しながらスポーツの振興に取り組み、あらゆる世代に対して生涯スポーツを通じた健康づくりの機会を広く提供するため、指導者やボランティアの育成に取り組むことが必要です。

取組分野のねらい

スポーツ活動の支援やスポーツ施設・設備の整備などを通して、地域や親子三世代がみんな一緒にスポーツに親しむことのできる環境を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
成人のスポーツ実施者の割合	週1回以上スポーツをする人の割合 ^(※)	49.6%	47.8%	65%

(※) 目標値は、文部科学省のスポーツ基本計画における目標値を使用しています。

主な取組

1 スポーツ活動の支援

子どもから高齢者、障がいの有無に関わらず、市民がスポーツに触れ合う機会や場を提供するため、スポーツ競技団体への支援やスポーツイベントの開催など、スポーツに関わる人への支援を行います。

2 総合型地域スポーツクラブの育成

健康づくりとスポーツ推進のため、子どもから高齢者まで気軽にスポーツに親しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」を支援し、クラブの育成に努めます。

3 スポーツ指導者の養成

スポーツ協会に所属する競技団体やスポーツ少年団、カヌー協会などのスポーツ団体の活性化や魅力の向上を図るため、指導技術の高い人材の確保や指導者の養成に努めます。

4 スポーツ施設・設備の整備

日常的にスポーツに親しむことができるように、三好公園総合体育館をはじめ、屋外体育施設や多目的広場などの運動公園施設と付属施設を整備し、適切な維持管理を行うことで、利用者が安心して利用できるように努めます。

5 部活動の地域移行

小学校課外活動および中学校部活動の地域移行に伴い、スポーツ協会、カヌー協会、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体やスポーツ推進委員との連携により、指導者の育成・確保など、地域における受け入れ体制の整備に努めます。

市民の役割

一人一人が自分に合ったスポーツを生涯にわたり生活の一部とすることで、生活の質の向上と健康でゆとりある生活を送るようにします。

関連計画等：みよし市教育振興基本計画（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）
みよし市スポーツ推進計画（平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで）

取組方針 2 生涯にわたって健康に暮らせるようにしよう

取組分野④ 生きがい・働きがい

現状と課題

高齢者の価値観や考え方、生活スタイルの多様化により、「いきいきクラブ」*やシルバー人材センターの会員数が減少傾向にあります。

一方で、高齢者が地域で活躍する機会をつくることが求められています。

高齢者の希望に応じた就労活動の斡旋、ボランティア活動および余暇活動の場の充実を図る必要があります。

取組分野のねらい

高齢者が魅力ある多様な活動ができるように支援することで、高齢者が生きがいを持って健康に暮らし続けられる環境づくりを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
生きがい・働きがいに関する取り組みの市民満足度割合	「生きがい・働きがい」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	76.0%	53.2%	82%

主な取組

1 高齢者が希望を持って働ける環境づくり

高齢者の希望に応じた幅広い職種を開拓するなど、シルバー人材センターの事業の充実・強化を図ります。

2 交流活動の場の充実

高齢者の自主的な組織である「いきいきクラブ」の活動を支援します。

また、多くの高齢者が、地域の人たちと交流できる環境づくりを支援します。

3 就労的支援活動の充実

高齢者個人の特性や希望にあった活動をコーディネートすることにより、社会参加などを支援します。

市民の役割

多くの高齢者が積極的に参加できる多様な地域活動を立ち上げ、地域で生きがいや働きがいを持って、健康に暮らせる環境づくりに努めます。

関連計画等：第4期みよし市地域福祉計画（令和3(2021)年度から令和8(2026)年度まで）
みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成28(2016)年度から令和17(2035)年度まで）
第9期みよし市高齢者福祉計画兼介護保険事業計画
（令和6(2024)年度から令和8(2026)年度まで）

用語解説：※ いきいきクラブ…生きがいを持って地域を豊かにする社会活動（奉仕活動・文化活動・スポーツ活動など）を通して、地域の発展に寄与することを目的とした、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織のこと。

取組方針 1 地域で支え合い、災害に強いまちをつくろう

取組分野① 防災・減災

現状と課題

南海トラフを震源とする東海地震・東南海地震・南海地震など（南海トラフ巨大地震）の被害予測調査が国により実施され、被害予測が公表されています。南海トラフ巨大地震の被害想定や近年の異常気象による突発的な集中豪雨や台風がもたらす大雨による風水害が多く発生していることから、本市の避難所環境の整備、災害対策本部機能の充実、災害時の対応を強化する必要があります。

災害時の被害情報や避難所情報、交通情報などの迅速な市民への周知が求められるとともに、地域防災力強化のため、自主防災組織やボランティア団体の活動に対する継続的な支援と連携が必要です。

市民一人一人（家族）の防災行動計画である「マイ・タイムライン」を作成するためのガイドブックを全戸配布し、自らの命や家族を守るための支援や災害に対する危機意識の向上を図っています。

公共施設の耐震化は概ね完了していますが、今後は非構造部材の耐震化^{※1}を進める必要があります。また、市が指定する緊急輸送道路沿いの、通行障害既存不適格建築物^{※2}の耐震化を促進する必要があります。

取組分野のねらい

自分の身は自分で守るという「自助」、顔の見える近くの人で助け合う「近助」、地域の人で助け合い、支え合う「共助（互助）」の意識を醸成することにより、地域防災力を高めるとともに、「公助」としての総合的な防災・減災対策を進めることで、災害に強いまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
防災訓練への参加率	コミュニティ地区や公共施設などで実施される防災訓練への参加率	17.4%	16.8%	25%

主な取組

1 災害時の対応連携強化

防災訓練の共同実施などにより企業や自主防災組織など、関係団体と顔の見える関係を構築し、連携体制を強化します。

災害対策本部訓練を実施し、大規模災害時における迅速な災害対応および災害情報の円滑な伝達手段を確立します。

2 地域防災力の充実強化

防災訓練の共同実施や防災に関するイベント、講座の開催を通して、近助による助け合いの周知啓発や共助の中心的役割を果たす自主防災組織やボランティア団体への支援を行い、地域における防災・減災意識の向上を促進します。

3 災害発生時に備えた対策の推進

災害発生時における避難所の機能向上を図るとともに、必要となる資機材の整備、食料品の備蓄や災害時要配慮者^{※3}の個別避難計画の策定の推進などを計画的に進めます。

4 公共施設の非構造部材の耐震化と通行障害既存不適格建築物の耐震化促進

天井落下や窓ガラスの飛散防止などのため、公共施設の非構造部材の耐震化を促進します。また、地震発生時に支援物資の運搬障害とならないように、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を促進します。

市民の役割

防災訓練や防災に関するイベント、講座などの参加を通して、普段から自分の身は自分で守るという「自助」、顔の見える近くの人で助け合う「近助」、地域の人で助け合い、支え合う「共助（互助）」の心構えや意識を高めます。自主防災会への関わりを深め、地域防災力の向上に貢献します。

防災マップの確認やマイ・タイムラインの作成などを通して、自らの命や家族を守るために家庭でできる防災対策を実施します。

また、自己の住宅や所有する建物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震のための改修を行います。

関連計画等：みよし市地域防災計画（毎年度見直し）

- みよし市水防計画
- みよし市国民保護計画
- みよし市業務継続計画（BCP）
- みよし市建築物耐震改修促進計画（令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで）
- 第3次みよし市大規模地震等対策アクションプラン（令和6(2024)年度見直し予定）
- 各関係機関との災害時応援協定（自治体、公的機関、民間機関）

- 用語解説
- ※1 非構造部材の耐震化…天井落下や窓ガラスの飛散防止対策のこと。
 - ※2 通行障害既存不適格建築物…昭和56(1981)年5月31日以前に着工した建築物で、建築物の高さが緊急輸送道路幅員の2分の1を超えるもののこと。
 - ※3 災害時要配慮者…高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの自ら避難することが難しく、特に配慮を要する人のこと。

取組方針 1 地域で支え合い、災害に強いまちをつくろう

取組分野② 消防

現状と課題

本市の消防体制は、常備消防機関として、本市、日進市、東郷町、豊明市、長久手市の 4 市 1 町で尾三消防組合を組織しています。市内には福谷町にみよし消防署、明知町に南出張所が配置されています。

また、非常備消防機関として市内 13 の地域分団、女性消防団、機能別分団で消防団を組織しています。

近年の火災発生件数は横ばい傾向にありますが、異常気象による突発的な集中豪雨や台風がもたらす大雨による風水害や大規模地震の発生が危惧されている昨今、非常備の消防組織で地域の住民からなる消防団員数の減少が全国的な課題となっています。

地域における防災活動の担い手である消防団員の確保のためにも、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善、消防団員などによる防災教育の実施など、消防団活動の充実強化が必要です。

取組分野のねらい

消防体制が充実するとともに、地域の消防力が高まり、安心して暮らすことができるまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
市内での火災出動件数	1 年間の市内での火災出動件数	24 件	18 件	16 件以下

主な取組

1 消防団への加入促進

消防団活動に対し、積極的に協力をする消防団協力事業所や、消防団員とその家族に対し、割引サービスなどのサービスを提供する消防団応援の店を増強することにより、消防団への加入を促進します。

2 消防団装備の充実

消防団が地域防災の要として活動できるよう、必要に応じ、装備品を整備します。

3 消防団員の処遇改善

消防団員がより活動しやすい環境を整えるため、福祉事業などの処遇について改善を図ります。

4 火災予防運動の実施

一般家庭への防火訪問、火災予防週間での街頭啓発活動、防火パトロールを実施し、防火意識の普及啓発を図ります。

5 消防団活動の周知啓発

SNS※を活用して消防団活動を市民へ PR します。

6 防災教育の実施

消防団員などによる防災教育を実施し、多様化する災害に対する知識の向上や災害意識の向上を図ります。

市民の役割

一人一人が自らを守り、家庭の安全を確保し、「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、各自が自発的に火災予防に取り組み、防火意識を高めます。

用語解説 : ※ SNS…「Social Networking Service (Site)」の略語で、人と人との交流を手助けし、促進するためのインターネット上のサービスのこと。

取組方針 2 交通事故や犯罪のないまちをつくろう

取組分野① 交通安全

現状と課題

本市は、人の移動や産業、物流の手段として、自動車に依存する割合が高い地域であり、市内における交通死亡事故者数は少ないものの、愛知県全体では全国でも高い状況にあります。また、高齢者が関連する交通事故件数も上昇傾向にあります。

こうした地域特性や社会情勢の中、交通事故を抑止し、市民が交通事故の被害者や加害者とならないために、啓発活動などにより、交通安全意識を常に持ってもらったり、交差点・通学路などの道路環境や歩道などに設置されている交通安全施設の点検・整備をする必要があります。

愛知県豊田警察署と連携して交通ルールの順守や交通マナーの向上を図るとともに、子どもから高齢者まで交通事故減少のための幅広いPR活動を継続して実施する必要があります。

取組分野のねらい

市民や事業所などが警察署・行政と連携して、交通安全意識の向上を図る取り組みにより、交通事故の少ない、安全で安心して暮らすことができるまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
市内での人身交通事故件数	1年間の市内での人身交通事故件数	277件	137件	137件以下

主な取組

1 交通安全に対する意識の向上

交通安全運動期間中に警察や交通委員、交通安全推進員、市民などと街頭啓発活動を行い、交通安全に対する意識の向上を図ります。

2 交通安全教室の開催

保育園・幼稚園児、小中学生に対し、交通ルールの徹底などの交通安全教室を実施します。高齢者に対し、運転技能のチェックを含めた交通安全教室を実施します。

3 交通安全施設の整備

人にやさしく、快適な道路環境を目指すとともに、歩行者の安全確保のための市道の歩車道境界ブロックやガードパイプ、ガードレールの整備、夜間の交通事故防止のための道路照明灯などの道路環境の整備を促進します。

また、横断者安全明示装置[※]などを利用し、横断歩道での減速義務や停止義務を認識させることにより、横断歩道における事故防止を図ります。

4 交通安全のための環境づくり

自転車乗車時におけるヘルメット着用が全世代で普及するよう、ヘルメット着用の徹底啓発など、ヘルメット着用が当たり前となる環境づくりを進めます。

市民の役割

一人一人が、交通事故の被害者にも加害者にもならないように、交通安全意識を高め、交通ルールを守ります。「自分の身は自分で守る」という意識のもと、地域での立哨活動などに参加します。

関連計画等：みよし市交通安全計画（令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで）

用語解説：※ 横断者安全明示装置…歩行者がボタンを押すことによりLED灯を点滅させ、運転手に横断する意思を示すことができる装置のこと。

取組方針 2 交通事故や犯罪のないまちをつくろう

取組分野② 防犯

現状と課題

市内での犯罪発生件数は、減少傾向にあります。住宅侵入盗や車両盗、車上狙いが後を絶ちません。また、近年では自転車盗の件数が増加しています。

さらに、全国的には情報技術の発展に伴い、インターネット詐欺や SNS※を通じた犯罪など、犯罪の多様化が進んでいます。

犯罪を撲滅するには、自主防犯パトロール隊など地域の人的資源を生かす必要がありますが、地域の自主防犯パトロール隊は、人員確保と高齢化が課題となっています。児童生徒の登下校の見守り活動、巡回パトロール、住宅侵入盗防犯対策診断などをはじめ、地域ぐるみの防犯活動に対する支援が引き続き必要です。

また、全国的には子どもの連れ去りなど子どもが犠牲になる犯罪も発生しており、各小学校での体験型防犯教室の開催など、子どもに対しての防犯教育にさらに力を注ぐ必要があります。

社会情勢の変化により、近年、高度化・多様化する消費者被害の相談に適切に対応できるように、平成 29(2017)年 11 月に開設以降、徐々に拡充してきたみよし市消費生活センターの業務の維持継続が求められています。

取組分野のねらい

市民と行政が協働し、犯罪のない、犯罪に遭わない安全で安心して暮らすことができるまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
市内での犯罪発生件数	1 年間の市内での犯罪発生件数	544 件	334 件	334 件 以下

主な取組

1 子どもたちへの安全対策の推進

小学校での防犯教室や防犯ワークショップを開催します。

2 防犯灯、防犯カメラの設置支援

各行政区からの要望により、防犯灯や防犯カメラの設置支援を行います。
また、家庭用防犯カメラの設置支援を行うことで、地域の防犯力の向上を図ります。

3 地域の防犯力の向上

防犯パトロール活動の充実や地域間の連携促進、不審者情報などの発信を行います。

4 消費生活被害防止の PR

消費生活相談の体制充実により、市民の消費に関する防犯意識の高揚を図り、高度化・多様化する消費者被害の未然防止と早期解決を図ります。

市民の役割

一人一人が、防犯意識を高め、「自分の身は自分で守る」という意識のもと、わが身、わが家の防犯対策を実施します。行政などと情報交換や意見交換を行いながら地域での見守りや防犯パトロールなどに参加します。

関連計画等：第 5 次みよし市防犯活動行動計画（令和 5(2023)年度から令和 7(2025)年度まで）

用語解説：※ SNS…「Social Networking Service (Site)」の略語で、人と人との交流を手助けし、促進するためのインターネット上のサービスのこと。

○第2次みよし市総合計画後期基本計画素案作成シート 主な変更点一覧表

資料2

基本目標	取組方針	番号	取組分野	現状と課題	ねらい	目標指標	主な取組	市民の役割	
1 安心して子どもを産み育て、誰もが豊かな心を育むまち	1-1 安心して子どもを産み、育てられる環境にしよう	1-1-1	子育て支援	・令和5年4月のこども家庭庁の創設、こども基本法の施行について追加 ・保育環境の充実について、保育園の増築から保育需要に応じた定員枠の拡充へ変更		現状値を参考にR10目標値を修正 「子育て支援」の取り組みに対する満足度割合 70%→87%	・「不妊治療に対する支援」について、体外受精などの基本医療が制度改正により保険適用とされたため、主な取組から削除。 ・「子育て支援センター事業の充実」について、施設の充実についての内容を追加。 ・「相談支援体制の充実」について、育児の知識向上が図られるよう支援していくことを追加。 ・「児童発達支援体制の充実」を新たな取組として追加。 ・「保育士確保策の充実」を新たな取組として追加。		
		1-1-2	家庭教育	・不登校や子どもの発達などの問題を抱える家庭が増加傾向にあること、相談支援体制の充実を図っていることを追加。	・専門的な立場による相談窓口を充実させ必要な支援を行うことを追加。	現状値を参考にR10目標値を修正 「家庭教育」の取り組みに対する満足度割合 70%→81%	・「教育相談体制の整備」を新たな取組として追加。		
		1-1-3	地域で子育てを支える環境	・令和5年4月のこども家庭庁の創設、こども基本法の施行について追加。		現状値を参考にR10目標値を修正 「地域で子育てを支える環境」の取り組みに対する満足度割合 70%→80%	・「地域での子どもの居場所づくり」と「放課後児童クラブの環境整備」の取組を入替え。 ・「ファミリー・サポート・センター事業の充実」について、病児・病後児預かりの受け入れ体制を整備したため、記載内容を変更。		
	1-2 心豊かな子どもを育てよう	1-2-1	小中学校教育	・デジタル化を活用した教育(一人一台タブレット)について追加。 ・少人数学級の実施について変更。 ・教員の働き方改革として、中学校の部活動地域移行に向けた取り組みを進めていることを追加。 ・スクールロイヤーの設置について追加。				・「一人一人を大切に教育の実施」について、適切な教員配置について追加。 ・「家庭・地域との連携強化」について記載内容を変更。 ・「スクールソーシャルワーカーの配置」を新たな取組として追加。	
		1-2-2	青少年健全育成	・SNSなど、青少年を取り巻く状況の変化について追加。	・地域全体で青少年を育むことを追加。	現状値を参考にR10目標値を修正 「青少年健全育成」の取り組みに対する満足度割合 70%→85%	・「少年の意見に対する理解の深化」を「子どもの意見を聴く機会の提供」に変更し、こども条例の策定について追加。 ・「地域学校協働活動の推進」を新たな取組として追加。 ・「放課後子ども教室の実施」を新たな取組として追加。	・放課後子ども教室や地域学校協働活動に参画することを追加。	
	1-3 文化に親しみ、交流が盛んなまちにしよう	1-3-1	生涯学習	・学習機会の増加に向けた取り組みの必要性を追加。 ・電子書籍の導入について追加。 ・サンライブ以外の公共施設での情報提供の必要性を追加。		現状値を参考にR10目標値を修正 「中央図書館での年間の貸出冊数」 50万冊→55万冊	・「生涯学習講座の充実」について、おおよし交流センターでの講座開催について追加。 ・「図書整備」について、電子書籍について追加。 ・「読書活動の推進」について、学校への図書の貸出し機会の増加を進めることを追加。		
		1-3-2	文化・芸術	・サンライブ以外の施設でも講座を開催するにより学習機会の増加を図る必要性を追加。			・「文化拠点施設の機能維持」について、積極的な活用により機能維持に務めることを追加。 ・「史跡、歴史的資料と伝統芸能の保存継承」について、文化財指定による保存継承の充実を図ることを追加。 ・「企画展・体験講座の実施」について、学校への出張授業を行っていくことを追加。		
		1-3-3	広域交流	・「スポーツ少年団」を「少年スポーツ交流団」へ変更。				・「土別市との交流の推進」について、バスケットボールによる交流について追加。 ・「産業分野における交流の推進」を主な取組に追加。	
		1-3-4	多文化共生	・外国人人口の状況について追加。		現状値を参考にR10目標値を修正 「多文化共生」の取り組みに対する満足度割合 60%→68%	・「多文化共生の推進」について、外国人のためのリーフレットの作成を追加。		
		1-3-5	男女共同参画	・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の開始について追加。				・「男女共同参画の推進」について、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度などの支援を行うことを追加。 ・「女性に対する暴力の防止」を「DV(ドメスティック・バイオレンス)の防止」に変更。	

○第2次みよし市総合計画後期基本計画素案作成シート 主な変更点一覧表

資料2

基本目標	取組方針	番号	取組分野	現状と課題	ねらい	目標指標	主な取組	市民の役割	
2 健康で生き生きと暮らせるまち	2-1 豊かに暮らせるようにみんなで助け合おう	2-1-1	地域福祉	・重層的な支援体制の構築による「地域共生社会」の実現の必要性について追加。			・「福祉・医療・介護の連携の推進」について、コミュニティソーシャルワーカーの配置による重層的支援体制の構築について及び拠点施設の整備について追加。	・「みんなで助け合える福祉のまち」を「みんなで助け合える共生のまち」に変更。	
		2-1-2	高齢者福祉	・高齢化のさらなる進展について状況を追加。 ・高齢者に対する外出支援の必要性について追加。	・高齢者の外出や社会参加を支援し、介護予防や健康寿命の延伸につなげることを追加。		・「高齢者に対する移動支援の充実」を新たな取組として追加。		
		2-1-3	介護	・高齢化のさらなる進展について状況を追加。 ・高齢者に関する施策の一層の推進と介護保険事業などの円滑な運営に努める必要性について追加。		現状値を参考にR10目標値を修正 要介護(要支援)の認定率 11.80%以下→15.61%以下			
		2-1-4	障がい者福祉	・本市における障がい者の状況について追加。 ・くらし・はたらく相談センターに相談支援の専門職配置していることを追加。 ・相談が複雑化していることを追加。			・「障がい者(児)の地域生活を支える環境の整備、充実」について、成年後見支援のネットワークの確立について追加。 ・「福祉に関する相談支援体制の充実」について、ふくしの窓口で福祉に関するあらゆる相談に包括的に対応していくこと及び多職種が参加する事例検討会を行うことを追加。		
	2-2 生涯にわたって健康に暮らせるようにしよう	2-2-1	地域医療	・市内の医療機関の状況について変更。				・「医療保険制度の健全な運営と健康寿命の延伸の推進」について、安心して受診できる体制の構築することについて追加。	
		2-2-2	健康づくり	・健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現の必要性について追加。 ・健康の保持について若年期からの取り組みの重要性について追加。 ・健康になれる環境づくりの取り組みの必要性について追加。				・「市民の健康づくりに対する動機づけ」について、フレイル予防教室やオーラルフレイルの普及啓発に努めることを追加。	
		2-2-3	スポーツ	・レクリエーションスポーツの普及・啓発について追加。 ・小学校課外活動及び中学校部活動の地域移行に伴い、地域における受入れ体制の拡充を進めることを追加。				・「部活動の地域移行」を新たな取組として追加。	
		2-2-4	生きがい・働きがい	・高齢者の希望に応じて、就労活動の斡旋やボランティア活動の場を充実させることの必要性について追加。				・「就労的支援活動の充実」を新たな取組として追加。	

○第2次みよし市総合計画後期基本計画素案作成シート 主な変更点一覧表

資料2

基本目標	取組方針	番号	取組分野	現状と課題	ねらい	目標指標	主な取組	市民の役割
3 安全で安心して暮らせるまち	3-1 地域で支えあい、災害に強いまちをつくろう	3-1-1	防災・減災	・集中豪雨や台風による風水害が多く発生している状況を追加。 ・「マイ・タイムライン」ガイドブックの作成・配布により危機意識の向上を図っていることを追加。	・「自助」、「共助(互助)」、「公助」に加えて、顔の見える近くの人で助け合う「近助」を追加。		・「災害時の対応連携強化」について、災害対策本部訓練を実施し、円滑な伝達手段を確率することを追加。 ・「地域防災力の充実強化」について、近助による助け合いの周知啓発について追加。 ・「災害発生時に備えた対策の推進」について、災害時要配慮者の個別避難計画の策定について追加。	・「自助」、「共助(互助)」に加えて、顔の見える近くの人で助け合う「近助」を追加。 ・家庭でできる防災対策を実施することについて追加。
		3-1-2	消防	・集中豪雨や台風による風水害が多く発生している状況を追加。 ・消防団員等による防災教育の実施について追加。			・「消防団活動の周知啓発」を新たな取組として追加。 ・「防災教育の実施」を新たな取組として追加。	
	3-2 交通事故や犯罪のないまちをつくろう	3-2-1	交通安全	・高齢者が関連する交通事故件数の上昇傾向について追加。		現状値を参考にR10目標値を修正 1年間の市内での人身交通事故件数 220件以下→137件以下	・「交通安全施設の整備」について、横断者安全明示装置などの利用による横断歩道での事故防止を図ることを追加。 ・「交通安全のための環境づくり」を新たな取組として追加。	
		3-2-2	防犯	・自転車盗の件数増加について追加。 ・情報技術の発展に伴い、犯罪の多様化が進んでいることを追加。		現状値を参考にR10目標値を修正 1年間の市内での犯罪発生件数 440件以下→334件以下	・「防犯灯、防犯カメラの設置支援」について、家庭用防犯カメラの設置支援により地域の防犯力の向上を図ることを追加。	

事前意見等一覧

資料ページ	質問・意見・提案等
全体	全体として、市民アンケートの結果での切り口で計画されていますが、他の切り口での検討をされていますか。 コロナがあり、各地での戦争もある中で、世の中が分断されていますが市の立場として、どのような施策が考えられますか。
全体	これは全体的にいえることですが、「目標指標」について、「市民満足程度割合」を用いておられますが曖昧だと思えます。特に「基準値」がなぜこのような数値になっているのか、そして、それを基に現状値、目標値もありますが、この数値の意味付けを銘記(説明)していただければと思います。また、最終的には市民満足度でよいかと思えますが、どの程度の満足か、サンプリングはどうなのか、100%でなくてのよいのか(この場合は積み残しがある)など、こういう指標はなかなか理解できません。 4ページにあります「小中学校教育」では、学校は「楽しい」という生徒は90%前後ありますが、残りは「楽しくない」生徒と考えてよいのでしょうか。もしそうなら、彼らにどう対応していくのかは大変大きな課題だと思えます。 もしこのような指標を使うなら、その説明をお願いいたします。特に『総合計画』冊子に記載する場合、その場合の説明があればと思います。 その場合、箱物行政と批判されるかも知れませんが、その代わりに指標として、こういう施設を作る、という表現なら分かりやすいし、実態があるので理解しやすいかと思えます。全体に言えることです。
P1 「子育て支援」	「2 保育環境の整備」 現在、城山保育園、文化幼稚園の移転、新築がすすめられています。少子化を迎えている今、既存の施設の空き問題も考えられますが既存施設での利用状況はどうですか。また、隠れ待機児童も含め、待機児童の状況はどうですか。
P1～P3 「子育て支援」 「家庭教育」 「地域で子育てを支える環境」	基準値に比較して、現状値の数値が大きくなって上がっていますが、その理由は分析できていますか。また、目標値がほぼ現状値と同じ数値なのはおかしくないですか。
P6 「生涯学習」	「サンライズ」以外での講座の開催を増やすことに賛成です。「おかよし交流センター」はもとより、各地域の会館やいきいきクラブの憩いの家などを活用し、文化協会の協力を得るなどして取り組みを推進してほしいです。衰退しつつあるいきいきクラブの活性化にも繋がると思えます。
P7 「文化・芸術」	歴史民俗資料館の存在意義はとても大きく、常設展などで歴史や伝統文化への貢献を果たしていると思えますが、場所、駐車場等々、人が出かけに行く点が気になります。将来を見通して新たな施設を考えてほしいです。
P7 「文化芸術」 P17 「スポーツ」	小中学校の部活動の地域移行が関係者の皆さんの努力で進められています。スポーツの団体、推進委員の連携で地域における体制の整備に努められると同様に、文化部でも地域移行を視野に入れてもらえればと思います。 部活動は大会に通じることで難しい点が多くありますが、多方面で文化への興味関心を持たせる意味でも吹奏楽部、合唱部以外の文化部で活動する児童、生徒を増やしていくことが大切だと思います。
P7 「文化・芸術」	この前の審議会でも、みよし市は「うるおい」がないという意見がありました。それは産業都市の宿命かもしれませんが、地域地域の文化は必ずありますので、それを子どもたちに知らせていくことが大事かと考えます。もう既に実施しているかと思いますが、敢えて申し上げれば、キャリア教育も実施中ですので、子供たちに学外実習として、地域の歴史を訪ねるような授業・事業があればと思います。
P16 「健康づくり」	「2 市民との協働による健康づくりの推進」 近年、全国的に健康寿命が延びて平均寿命との差が縮まってきているようです。それだけ高齢を迎えても入院や介護を必要とせず日常生活を送れる人が増えてきている事なので、これは若年期から健康保持についての取り組みが追加されましたので力を入れていただきたい。
P18 「生きがい、働きがい」	自主的な組織である地域の「いきいきクラブ」の会員数が年々激減しており、運営が厳しい状況にあります。国の指導で企業も企業努力で雇用年齢を70歳まで延長される所が増えてきた事もクラブ員の減少の要因の一つになっていると思えます。 いずれにせよ健康寿命が延びている中で引きこもりの高齢者も多くみられます。高齢者の就労支援活動の取り組みに力を入れていただきたい。(市民アンケートの指標値が基準値に比べ大きく低い)